

# 大月町森林経営管理制度実施方針

## 1 趣 旨

大月町森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、大月町に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう大月町が森林経営管理法（以下「法」という。）に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

## 2 基本方針

大月町の私有林について、森林所有者（林業事業体への長期施業委託を含む）による森林整備を森林経営計画の策定を通じて促しつつ、適切な管理がされていない森林（下記3に該当する森林）を対象森林として、当該対象森林が有する木材生産や防災・減災等の多面的機能の維持・増進を図るため、「生産林」、「環境林」、「生産環境林」に区分し、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めしていく。

なお、対象森林の整備方法については、今後の森林管理を円滑に行うために境界の確認、境界の明確化等を進めるとともに、森林所有者への経営管理意向調査を踏まえて決定する。

## 3 対象森林の考え方

対象森林は、下記（1）に該当する森林を除く私有林の人工林において適切な経営管理が行われていない森林（適切な経営管理が行われていない恐れのある森林を含む）とし、必要に応じて随時追加又は除外できるものとする。

- （1）対象森林から除外する森林（次のいずれかに該当する森林）
- ア 公有林（官行造林、県有林（県行造林地を含む）、町有林）
  - イ 公的団体（国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター、一般社団法人高知県森林整備公社）が管理する森林
  - ウ 組合・法人所有林
  - エ 天然林・竹林
  - オ 森林経営計画対象森林
  - カ 上記以外の森林で間伐等の施業実績のある森林

（2）対象森林の追加又は除外

- ア 追加する森林
  - ・森林所有者の申出や地域住民の要望等により、当該森林の多面的機能の維持・増進が必要と認められる人工林
  - ・森林経営計画対象林班において、長期施業委託不同意森林（又は所有者不明等で計画樹立者が所有者を明らかにできなかった森林）のうち、当該森林の多面的機能の維持・増進や周辺森林の施業実施上、同意取得が必要と認められる人工林
  - ・その他、新たに防災や減災機能等の維持・増進を図ることが必要と認められる人工林
- イ除外する森林
  - ・集約が困難な矮小森林

- ・今後の現地調査等により、施業の実施が困難な森林及び施業の必要がないと認められる人工林

### (3) 対象森林の区分

対象森林については、当該森林の立地環境、社会環境及び森林資源の現況等から次の区域に区分する。

#### ア 生産林（木材生産振興区域）

樹種や傾斜等自然的条件、林道からの距離等地利的条件から、木材生産を継続していくことが望ましい森林

#### イ 環境林（防災・減災機能等維持増進区域）

- ・山地災害の発生が懸念される森林（土砂災害警戒区域等に含まれる森林）

- ・居住区域周辺の森林及び主要道路その他ライフルライン沿線に存する森林

- ・観光地及び里山の景観形成上整備を図ることが望ましい森林

#### ウ 生産環境林（森林整備推進区域）

森林の公益的機能の維持・増進を図りつつ、木材生産を継続していくことが望ましい森林（上記ア及びイに含まれない森林）

## 4 経営管理意向調査

### (1) 実施方法

対象森林を所有する者又は管理する権限等を有する者（以下「調査対象者」という）に対し、当該森林の管理状況や今後の経営管理の意向等についてアンケート形式により郵送で実施する。

なお、調査対象者が大月町内に在住又は勤務している場合にあっては、地区説明会や個別対応（訪問説明、回答回収等）も可能な範囲で実施するものとする。

### (2) 意向調査の実施区域

経営管理意向調査は町内全域を対象とし、経営管理が行われていない恐れのある森林のうち、地籍調査が完了した地区から順次進めていく。ただし、森林整備作業道を開設する場合はこの限りではない。

## 5 意向確認後の森林経営管理

経営管理意向調査の結果、森林所有者等が自ら経営管理を行う場合又は当面実施すべき施業が無い場合を除き、下記のいずれかの方法により適切な森林の経営管理が行われるよう、林業事業体と調整を進める。

### (1) 林業事業体の森林経営計画による管理

林業経営に適すると判断される場合は、管内林業事業体と連携・調整のうえ、森林所有者から林業事業体への委託を促し、森林経営計画の策定による管理を進める。

### (2) 森林経営管理権の設定

経営管理に適さないと判断される場合は、森林経営管理法に基づく森林経営管理権の設定を行う。

### (3) 法第6条に基づく申出制度への対応

法第6条に基づく申出があった場合は、次の基準により申出の内容を大月町役場で審査し、経営管理権設定の対象の有無を判断する。

審査基準1：森林所有者が主伐により収益を上げたにもかかわらず植栽していない等、森林所有者自らの負担により必要な施業を実施する必要がある森林は対象外

審査基準2：係争地であるため、ただちに経営管理権を設定することが困難な森林は対象外

審査基準3：天然林のように継続的に施業を実施する必要がない森林は対象外

審査基準4：申出のあった森林が0.1ha未満の小面積であって、周辺森林について、経営管理意向調査を実施しても経営管理集積・集約化が見込めない森林は対象外

審査基準5：経営管理が行われている森林は対象外

## 6 実施費用

実施方針に基づき大月町が実施する経営管理意向調査や林況調査等に必要な経費は、森林環境譲与税を財源とし、財源の許す範囲で実施するものとする。

## 7 その他特記事項

### (1) 実施方針の公表

実施方針については、大月町のホームページ等により公表する。

また、経営管理意向調査の実施状況等から実施方針の見直しが必要となった場合は、地域の林業関係者等の意見を聞きながら隨時見直しを行う。

### (2) 調査結果の反映

実施方針に基づき行った経営管理意向調査や林況調査等の結果、林地台帳等の森林情報と差異があった場合は修正等を隨時実施し、経営管理の効率的な運用に資するように努める。

この実施方針は、令和7年11月1日より施行する。